

令和6年12月23日

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第8号

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等契約規程(昭和55年一宮市水道部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(契約の手続) 第3条 前2条に定めるもののほか、上下水道部における契約及び競争入札に参加する者に必要な資格、審査及び格付については、それぞれ次の規則等の規定を準用する。この場合において、これらの規則等の規定中「市長」とあるのは、「水道事業等管理者」と読み替えるものとする。 (1) 売買、貸借、請負その他の契約については、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項後段の規定により、監督又は検査について賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については水道事業等管理者が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。 (2)・(3) 略	(契約の手続) 第3条 略 (1) 売買、貸借、請負その他の契約については、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第1項後段の規定により、監督又は検査について賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については水道事業等管理者が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。 (2)・(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。